

『新常用漢字表（仮称）』案への意見

泉山雄太

平成二十年四月十三日

1 はじめに

先に答申された『新常用漢字表（仮称）』案について、下記の項目について質問及び意見したく本書を送附します。

- 新常用漢字（仮称）の性格について
- 字種採用条件に対する確認
- 字種の削除に対する妥当性
- 追加字種の字形について
- 新常用漢字表（仮称）に採用される例示書体について

2 新常用漢字（仮称）の性格について

今回のパブリックコメント実施に当たって公開された資料（以下公開資料）の「基本的な考え」において、『情報化の進展する現在においても「漢字使用の目安」として十分（ママ）機能しているのかどうか、検討する時期に来ている。』とありますが、これら情報機器の普及前から、小説等の印刷物では引き続き表外字は使われてきたのであり、情報化において問題が顕在化したのではないでしょう。

そもそも常用漢字の制定経緯自体が漢字制限政策に対する反発にあったものにも関わらず、当用漢字表の手直しに留めて表外字についての考えを曖昧にし、字種の採用を過小にしたために、近年の表外漢字字体表、人名用漢字の改正といった諸問題を引き起こしたのではないでしょう。

現実として、国民は常用漢字から外れたところでものを読み書きしていたのであり、常用漢字の影響は旧当用漢字字体表における新字体の採用と教育漢字、そして人名用漢字であるといっても過言ではないと考えます。確かに国民は漢字を必要としていました。それも常用漢字ではなく子供の名前に使える漢字を。勿論、国民共通で読み書きできる字種の選定は必要ですが、それが単純な字種の増加でという立場には疑問を抱かざるを得ません。

例えば、先日の報道において『飛翔体』なる言葉が使われました。『翔』の字は人名用漢字ではありませんが、現行或いは新常用漢字表においても対象外となっています。通常法令等の公文書においては、仮名書き乃至最初に振り仮名を振って記述するものですが、こちらは振り仮名等も使われず、政府機関ですら公用文作成の要領を尊重しているとは言えないことを如実に表しているように思われてなりません。

なお、命名用の漢字において難読乃至難解、謂わば濫用が存在するという意見が審議において出ていますが、本常用漢字の審議に適當でしょうか。そもそも、現行常用漢字でも固有名詞を対象外としており、また新常用漢字においても字種の採用範囲を都道府県名までに留めている以上、当方は妥当であるとは考えません。人名は常用平易であるべきと考えますが、そこで使われるべき漢字は国語政策に拘束されるべきではありません。仮に拘束すべきと考えるなら、当用漢字の漢字制限論の幻想から未だに逃れられていないと看做さざるを得ません。

3 字種採用条件に対する確認

今までの当用漢字及び常用漢字において、固有名詞字は採用字種から基本的に除外されていますが、都道府県名や『畿』等のみ緩和される理由は何でしょうか。もし、都道府県名が妥当ならば、都道府県所在地や、公文書上多数の記載があり都道府県に「準ずる」であろう政令指定都市や旧国名、支庁名・支庁所在地等（札『幌』、『檜』山、室『蘭』、留『萌』等）が含まれないのは片手落ちではないでしょうか。

また、仮に都道府県名に関してのみ採用するとしても、『阪』の字は『坂』の異体字であり、参考資料中の一字種一字体の原則から完全に外れますが、妥当でしょうか。

4 字種の削除に対する妥当性

新常用漢字案においては、『勺』『鍾』『銑』『脹』『夂』の削除が検討されていますが、これらの字種は現行の常用漢字の制定段階において存続することが決定している字種であったと記憶しています。一度存続を決定した字について、わざわざ削除を再提案する理由は何でしょうか。

仮にこれらの字を削除しようがしまいが、前述の通り、国民生活においては一見支障はないように思われます。しかしながら、『膨脹』については当用漢字以来の言い換えは徹底しているとは言いがたく、少なくとも当方（昭和五十九年生）は『膨脹』と筆記しております。また、『銑』

については工学、特に冶金分野においては『銑鉄』という重要な使用例が存在し、人名においても林銑十郎元首相等の用例があります。

特に、常用漢字を人名字として考えた場合は重要な問題となります。これらの字は『平易な字』であるのは間違いないのですから、人名用漢字として採用せざるを得ないものと確信します。しかし、常用漢字から人名用漢字への移動ですら戸籍法施行規則の改正等という、余計な事務手続きを必然的に伴います。国民生活上何ら意味がない改正をわざわざ引き起こす意味はあるのでしょうか。当方は常用漢字表から削除せず教育漢字外とすることが妥当であると考えます。

5 追加字種の字形について

一部では、追加字種について簡略字形を採用すべきとの論調がよく聞かれますが、当方は反対します。その大きな理由として、表外漢字字表の制定経緯と大陸における則天字、二簡字の存在を挙げておきます。

表外漢字字表はJIS漢字の混乱に起因して制定されたものですが、その作成に当たっては現代の用語用字を元に決められています。その調査の大まかな結論としては一部の字を除くと、現代日本語における漢字は常用漢字は新字体で、常用外字は康熙字典体乃至「日本の旧字体」である印刷標準書体が使われている、ということになります。したがって、印刷標準書体から外れた字形を取ることは、現代日本語の用字から乖離することになります。

また、そのような現実から乖離した字形を採用することは、新常用漢字を則天字や二簡字のような受け入れがたいものにするのみならず、当用漢字字表にて引き起こした日本語漢字の隔絶『過激な変化』を再び引き起こすのではないのでしょうか。

仮に、新たな字形を作ってしまった場合、漢字を制限するとか、漢字の学習に資するところがある等の目的に反して、むしろ『異体字の増加』という文字の増加と学習への障害を引き起こすであろうと考えます。その有害面を取り除くために旧に復しても、異体字の増加は旧に復することはできないでしょう。大陸における則天字や二簡字等が、未だに異体字として存在していることから考えると、一度作ってしまった『公的な』字形を取り消すことは不可能に近いものであることが理解できるのではないのでしょうか。

従って、新常用漢字表における字形は印刷標準書体を採用すべきと考えます。

6 新常用漢字表（仮称）に採用される例示書体について

過去の当用漢字、現行の常用漢字では、例示書体として印刷局書体が採用されてきましたが、参考資料中の『漢字表に用いるフォントの詳細な検討』とは何でしょうか。もし、特定企業の商用書体（平成書体を含む）を採用するのであれば反対します。

そもそも、書体の製作では漢字表の字形が絶対視されており、例えば表外漢字字体表の制定時や JIS X 0213:2004 改正時が代表的ですが、明らかな誤りも含めかなり細かい面まで模倣しようとしています。このような背景より、新常用漢字表に対応と称する書体の多くが、例示書体の模倣品と化す虞があります。そのため、公的な書体（例を挙げると、印刷局書体、自動車道標識の様式を定める省令、JIS Z 8903 機械彫刻用標準書体等）を使用するように配慮していただくことを希望します。

7 おわりに

当方の意見をまとめますと、

- 情報化により漢字の使用が増加したか疑問がある
- 国民が必要とする漢字が不足していたが、人名字であった
- それ以外の場面で常用漢字が必要とされてきたか疑問がある
- 字種の採用基準に疑問がある
- 字種の削除は単純に人名用漢字への移動にしかならず、賛成できない
- 新字体の新規採用は反対である
- 例示書体に公的書体を希望する

となります。次期案の作成への一助となれば幸いです。

以上失礼します。